

株式会社CSC

## 「電子決算公告」を切り口に、 企業の「経営革新」を トータルにサポートする。

●浜松市中区中央1丁目3-6210号 電話053-4511616

2001年の商法改正により「決算公告」の開示が、インターネット上でも認められるようになった。(株)CSCはこの「電子決算公告」のサポートを主な業務に、税理士、公認会計士、司法書士、コンサルタント、ソフト会社などのメンバーが中心となって、2007年5月に設立された会社である。

インターネットなら  
わずかな負担で

「決算公告」ができる

もともと会社法の規定では、

「すべての」株式会社は貸借対照表などの「決算公告」が義務づけられている。しかし一部の上場企業をのぞき、ほとんどの中小企業では「決算公告」が行われていない。最大の理由は、負担の大きさである。官報や日刊新聞を利用した公示にはかなりの費用がかかり、二の足を踏む企業が多かった。

「商法が改正され、いまではインターネットで決算公告ができるようになりました。官報や新聞



●代表取締役 杉山博信氏

とは違い、「電子決算公告」なら負担はごく僅かで済みますから、中小企業でも決算公告がやり易くなりました」と(株)CSC取締役の杉山博信氏はいう。

CSCでは、この電子決算公告のサポートを行っている。同社のサイト内には、各企業が決算公告を行う「ページ」があり、自社のホームページを持たない企業も、ここで電子決算公告をすることが可能だ。具体的な手順は、

- ①CSCへ申し込み、②登記の変更(定款の公示方法の変更)、③CSCへの財務諸表の送付の3ステップ。パソコンの知識は全く必要ない。

また同社では、電子決算公告とは別に「電子公告」も扱っている。電子公告とは、官報や新聞に掲載する方法で行っていた合併や資本減少等の公告をインターネット上で行うもの。これには、法務チェックや調査証明の発行が必要となるが、同社は調査会社と連携し、業務を展開している。

**ガラス張り経営が  
経営力と成長力を  
高めていく**



<http://www.c-s-c.jp>

ところで、「すべての会社に公示義務がある」とはいつでも、いまま

で上場企業以外は決算公告の実施が有名無実となっていたのも事実である。そのなかで、中小企業が決算公告を行うことに、一体どんな意味があるのだろうか。

「決算公告を行うということは、企業の経営をガラス張りにするということ。金融機関や取引先にとって、相手企業の経営状態が分かることは大きな安心。当然信用力も高まりますし、それが資金調達や売上拡大につながる。『はい、はい』と杉山氏。

「また、経営者が会社を私物化したり、いい加減な経営をしたりができなくなります。社員は経営意識やモチベーションも高まり、企業の成長や活性化につながる。」

る今、「決算公告は時代の大きな流れ」と杉山氏は感じている。

「コンサルタントの立場からすると、会計情報が分からない企業に的確なアドバイスすることはできません。いつまでも『個人商店』でいいと思っているなら別ですが、会社を大きくしようと思つたら、会計情報をオープンにして、きちんと経営分析をしていくことが大切です。その意味でも、決算公告は効果があると思います。」

いまの同社の目標は「一つの会社を設立から上場まで育てる」こと。「電子決算公告」を切り口にしながら、経営サポートやコンサルティングを通じて、会社の成長をバックアップしていきたいとのことだ。

がります。まさに、一石何鳥もの効果があるのです。」

まだまだ会計情報  
報をオープンにすることに、抵抗を感じている経営者は多い。だが、企業の説明責任や情報の開示が叫ばれてい